

道路等に面する危険なブロック塀等の

撤去工事費用の一部を補助します！

対象となるブロック塀等

※下のいずれにも該当するもの

- 国道、県道、市道など避難に利用する道路や避難所に面しているもの
- ブロック塀等の点検表による確認で不適合があるもの
- 周囲の地盤面からの高さが60cmを超えるもの
- 組積造部分を全て撤去するもの（道路内は基礎含む全部撤去）

※隣地との間のブロック塀等は対象となりません。
※その他条件があります。詳しくは市ホームページへ。



補助金額

※限度額15万円、1,000円未満の端数は切り捨て

下記 A と (B + C) を比べていずれか低い額

A : 施工者の見積金額 × 2/3

B : 全部撤去（基礎を含む全て）する長さ × 15,000円/m × 2/3

C : 一部撤去（基礎を除く全て）する長さ × 10,000円/m × 2/3

☆補助金額の計算の一例

(1) A : 見積金額（税込み）・・・220,000円 × 2/3 = 146,666円 → 146,000円

(2) B : 全部撤去する長さ 8.4m × 15,000円 × 2/3 = 84,000円

C : 一部撤去する長さ 8.0m × 10,000円 × 2/3 = 53,333円

B + C = 84,000円 + 53,333円 = 137,333円 → 137,000円

(3) 限度額 : 150,000円

(1) から (3) のいずれかで、最も低い金額の (3) 137,000円が補助金額となります。

申請方法

※工事の着手（契約）前に交付決定を受けてください。



※撤去工事を行うにあたり、安全管理の上、法令等にしがたい適正な工事をお願いします。
※撤去後に生け垣を設置する場合の補助も別途行っていますので、お問い合わせください。

■問い合わせ 大町市役所
建設課 建築住宅係 担当：青山、降幡
Tel 0261-22-0420 内線694、695

申請に必要な書類など、

詳しくは市ホームページへ

大町市 ブロック塀

検索

